

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	地 域 環 境 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の休止	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	"
・農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務の委託	農 業 経 営 課
・保安林の指定の解除	林 政 課
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	地 域 環 境 課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	"
・県営土地改良事業計画の決定	農 村 整 備 課
・土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を相当とする旨の決定	"
・土地改良区の定款変更の認可	"
・土地改良区の解散の認可	"
・測量の終了	建 設 企 画 課
・測量の実施	"
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第364号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

長崎県環境放射線テレメータシステム等更新業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

平成25年4月1日から一般競争入札参加資格申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期限の日までにおいて、国又は他の地方公共団体が発注する環境放射線テレメータシステム構築（環境放射線モニタリングデータ及び気象測定データの収集・共有・配信を行う業務システムの構築及び当該システムと放射線測定機及び気象測定機を接続するもの）並びに放射線測定機及び気象測定機の整備に関する業務の履行実績があること。

4 競争入札参加者の資格及びその審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 3に該当する業務の履行実績

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和5年6月12日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参、又は郵送（書留郵便により令和5年6月12日（月）必着）し提出すること。
 - ア 誓約書（第2号様式）
 - イ 印鑑届（第3号様式）
 - ウ 口座振替申込書（第4号様式）
 - エ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - オ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 3に該当する業務の履行実績を証明する書類（第5号様式）

ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2356 (直通)

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
さくら薬局大村店	株式会社トータル・メディカルサービス 代表取締役 永富 将寛	長崎県大村市富の原2丁目242-5	令和5年3月1日	令和11年2月28日
やまぐち歯科	山口 遼	長崎県諫早市多良見町囀483番地	令和5年3月1日	令和11年2月28日
幸福堂医院	吉岡 朗	長崎県平戸市辻町字前田184-33	令和5年4月22日	令和11年4月21日
医療法人 重眞会 木下内科医院	医療法人 重眞会 理事長 木下 眞吾	長崎県島原市中野町丙22番地1	令和5年3月1日	令和11年2月28日
今屋敷ことう診療所	医療法人 今屋敷ことう診療所 理事長 古藤 剛	長崎県対馬市厳原町今屋敷681番地1	令和5年4月1日	令和11年3月31日
訪問看護ステーション せいな	合同会社MYS 代表社員 岩田 将吾	長崎県五島市上大津町324番地1	令和5年4月1日	令和11年3月31日

ふじの薬局	株式会社ふじの薬局 代表取締役 藤野 浩二	長崎県西彼杵郡長与町高田郷3	令和5年2月28日	令和11年2月27日
医療法人社団 古川医院	医療法人社団古川医院 理事長 古川 泰蔵	長崎県諫早市高天町2612-1	令和5年4月1日	令和11年3月31日
株式会社おおぞら薬局	株式会社おおぞら薬局 代表取締役 増本 幸樹	長崎県大村市坂口町373-5	令和5年4月1日	令和11年3月31日
むらおか薬局	有限会社ビレッジヒル 代表取締役 村岡 祥司	長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷66-12	令和5年4月1日	令和11年3月31日
林歯科医院	医療法人 はやし会 理事長 林 敏明	長崎県島原市津町586番地1	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人 本多南光堂医院	医療法人本多南光堂医院 理事長 本多 哲矢	長崎県南島原市南有馬町丁410番地	令和5年4月1日	令和11年3月31日
健康堂薬局	株式会社健康堂 代表取締役 桧和田 洋一	長崎県南島原市深江町丁2381-2	令和5年3月8日	令和11年3月7日
あおぞら歯科医院	医療法人あおぞら歯科医院 理事長 末竹 秀和	長崎県松浦市志佐町里免381番地3	令和5年4月1日	令和11年3月31日
諏訪薬局古賀島店	有限会社諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市古賀島町110-68	令和5年3月15日	令和11年3月14日
新大村薬局	株式会社 峰企画 代表取締役 峰 邦彦	長崎県大村市小路口町244-6	令和5年3月1日	令和11年2月28日
医療法人 篤和 たいら医院	医療法人 篤和 理事長 平稔	長崎県西海市西海町木場郷528番地2	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人弘池会 口之津病院	医療法人弘池会 理事長 池永 健	長崎県南島原市口之津町丁5615	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人光風会 草野内科小児科医院	医療法人光風会 理事長 草野 史郎	長崎県諫早市永昌東町15-1	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人 おおつか内科医院	医療法人おおつか内科医院 理事長 大塚 和生	長崎県大村市西三城町15番地13	令和5年4月1日	令和11年3月31日
たぐち薬局	有限会社たぐち薬局 代表取締役 田口 守	長崎県島原市江戸丁1873番地6	令和5年3月1日	令和11年2月28日
医療法人 すとう内科医院	医療法人すとう内科医院 理事長 主藤 久次	長崎県対馬市厳原町田渕793番地	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人社団 本多歯科クリニック	医療法人社団本多歯科クリニック 理事長 本多 英美	長崎県諫早市福田町38-45	令和5年3月1日	令和11年2月28日
松浦市立青島診療所	松浦市長	長崎県松浦市星鹿町青島免651	令和5年4月1日	令和11年3月31日
有限会社 織田薬局	有限会社織田薬局 代表取締役 織田 康男	長崎県島原市上の町861番地	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人社団大塚会 唐比病院	医療法人社団大塚会唐比病院 理事長 小田 純爾	長崎県諫早市森山町唐比西1165	令和5年4月20日	令和11年4月19日
青洲会病院	社会医療法人青洲会 理事長 中村 幹夫	長崎県平戸市田平町山内免612-4	令和5年4月17日	令和11年4月16日
ながた薬局	有限会社コンフォート 代表取締役 関根 章	長崎県諫早市長田町2558-2	令和5年4月1日	令和11年3月31日

長崎セントノーヴァ病院	医療法人萌愛会 理事長 二瓶 正徳	長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷127	令和5年4月1日	令和11年3月31日
開生薬局百合野店	有限会社開生薬局 代表取締役 手嶋 敏子	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2493-2	令和5年4月1日	令和11年3月31日
島原マタニティ病院	医療法人愛心会 理事長 吉田 至幸	長崎県島原市新町2丁目262番地1	令和5年2月14日	令和11年2月13日
中澤病院	医療法人檜山会 理事長 中澤 和嘉	長崎県大村市東大村1丁目2524-3	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人社団威光会松岡病院	医療法人社団威光会 理事長 松岡 宇一郎	長崎県島原市江戸丁1919	令和5年4月1日	令和11年3月31日
国民健康保険平戸市民病院	平戸市長	長崎県平戸市草積町1125番地12	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人社団トキワ会みぞこし歯科医院	医療法人社団トキワ会 理事長 溝越 泰雄	長崎県諫早市泉町17-6	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人光祐会 北川病院	医療法人光祐会北川病院 理事長 野口 義夫	長崎県平戸市浦の町737	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人泰順会 大久保耳鼻咽喉科医院	医療法人泰順会 理事長 大久保 泰	長崎県諫早市八坂町1-14	令和5年4月1日	令和11年3月31日
西海市国民健康保険平島診療所	西海市長	長崎県西海市崎戸町平島741	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人 くわはら医院	医療法人くわはら医院 理事長 桑原 聖子	長崎県平戸市宮の町581番地	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人 安永産婦人科医院	医療法人安永産婦人科医院 理事長 宮下 昌子	長崎県諫早市泉町17-22	令和5年4月1日	令和11年3月31日
社会福祉法人幸生会 諫早療育センター	社会福祉法人幸生会 理事長 村川 喜信	長崎県諫早市有喜町537-2	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人 田崎医院	医療法人田崎医院 理事長 田崎 賢一	長崎県大村市古町1丁目316番地1	令和5年3月17日	令和11年3月16日
訪問ナースmwステーション マム	合同会社凜 代表社員 山田 義人	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷471コーポエミー2F	令和5年3月1日	令和9年12月31日
医療法人社団健紡会田中クリニック	医療法人社団健紡会 理事長 塚崎 尚紀	長崎県諫早市天満町11-3	令和5年4月1日	令和11年3月31日
なづみりハビリテーションクリニック	医療法人社団大同会 理事長 河野 昌文	長崎県西彼杵郡時津町左底郷38番地1	令和5年4月1日	令和11年3月31日
西諫早薬局	株式会社 トークス 代表取締役 秀島 義浩	長崎県諫早市貝津町3023-1	令和5年4月1日	令和11年3月31日
西海市国民健康保険松島診療所	西海市長	長崎県西海市大瀬戸町松島内郷288番地	令和5年4月1日	令和11年3月31日
有限会社 コミット薬局	有限会社コミット薬局 代表取締役 堀 浩文	長崎県諫早市小船越町8番地7	令和5年3月1日	令和11年2月28日
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	日本赤十字社 社長 清家 篤	長崎県諫早市多良見町化屋986-2	令和5年4月1日	令和11年3月31日

医療法人 泌尿器科・皮ふ科菅医院	医療法人泌尿器科・皮ふ科菅医院 理事長 菅 典義	長崎県雲仙市南串山町甲2232番地	令和5年4月1日	令和11年3月31日
医療法人 村岡内科医院	医療法人村岡内科医院 理事長 村岡 徹	長崎県諫早市東小路町9番1号	令和5年4月1日	令和11年3月31日
公益社団法人地域医療振興協会 訪問看護ステーション さくら	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	長崎県大村市古賀島町133番地22	令和5年4月1日	令和11年3月31日
とくひさ歯科	徳久 道生	長崎県西彼杵郡長与町高田郷60-1 森マンション1F	令和5年4月5日	令和11年4月4日
医療法人祐里会 姉川病院	医療法人祐里会 姉川病院 理事長 姉川 和生	長崎県諫早市小野島町2378番地2	令和5年4月16日	令和11年4月15日
佐々町国民健康保険診療所	佐々町長	長崎県北松浦郡佐々町市場免23番地1	令和5年4月1日	令和11年3月31日

長崎県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(休 止)

医療機関名	開設者	所在地	休止年月日
中尾野中医院	野中 シゲ	長崎県東彼杵郡波佐見町中尾郷959	令和5年4月1日

長崎県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
医療法人 林歯科医院	医療法人林歯科医院 理事長 林 英二	長崎県平戸市浦の町712	令和5年1月20日
まつの歯科医院	松野 宏	長崎県諫早市小船越町1090-1	令和5年1月31日
吉田整形外科クリニック	医療法人 吉田整形外科クリニック 理事長 吉田 伍一	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷8番地	令和5年1月31日

長崎県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその

例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(辞 退)

医療機関名	開設者	所在地	辞退年月日
医療法人 はらだ小児科医院	医療法人 はらだ小児科医院 理事長 原田 豊	長崎県諫早市久山台9番地1	令和5年3月31日

長崎県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
デイサービスセンター とかじん	長崎県平戸市岩の上町387番地1	社会福祉法人 白寿会 理事長 久間 英俊	長崎県雲仙市愛野町乙2288番地4	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和4年11月1日
訪問看護ステーションまちのかかりつけナース	長崎県諫早市天満町16-33	株式会社and t. 代表取締役 富永 僚	長崎県諫早市天満町16-33	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年3月1日
みどり調剤薬局	長崎県諫早市天満町3-6	みどり調剤薬局 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市天満町3-6	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和5年2月1日
公益社団法人地域医療振興協会 訪問看護ステーションさくら	長崎県大村市古賀島町133番地22	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	東京都千代田区平河町二丁目6番3号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年4月1日

長崎県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	セントケア福江	長崎県五島市三尾野1丁目8番5号	セントケア九州株式会社 代表取締役 東 善郎	熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	所在地変更	令和4年11月25日
新		長崎県五島市籠淵町2155番地6 山口店舗1階				
旧	訪問介護事業所ひ	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2336	株式会社日向 代	長崎県西彼杵郡時津	所在地変更	令和4年11月7日

新	なた	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1048-19	表取締役 岩崎 寛幸	町久留里郷1048-19	
---	----	-----------------------	------------	--------------	--

長崎県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
南島原市社協 デイサービスセンター口之津	長崎県南島原市口之津町丙2131番地	社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会 会長 本田 利峰	長崎県南島原市有家町石田8番地46	通所型サービス（独自）	令和5年3月31日
さくらクリニック	長崎県大村市池田1丁目50-1	石田 賢二	長崎県大村市池田1丁目50-1	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	令和5年4月1日

長崎県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	水谷 俊吉	長崎県佐世保市早苗町230-2 コーポさくら103			令和5年1月30日
はり・きゅう	山鹿 健悟	長崎県佐世保市広田2丁目231-19			令和5年1月30日
柔道整復	宮田 祐介	長崎県諫早市森山町唐比西436			令和5年5月8日
柔道整復	山口 笑里	長崎県諫早市多良見町佐瀬2031			令和5年5月8日
あん摩マッサージ指圧 はり・きゅう	川内 江利子	長崎県佐世保市黒髪町14番14号			令和5年3月11日

はり・きゅう	湯浅 成敏	長崎県佐世保市早岐1丁目4番48号シンシアリー I 603			令和4年12月10日
柔道整復	堀内 晃	長崎県大村市竹松本町803-1-202	うみ整骨院	長崎県大村市植松2丁目739-5-A	令和5年4月1日

長崎県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（変 更）

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	柔道整復	里森 雄輔	長崎県西彼杵郡長与町まなび野3丁目8-4 セジュール夢彩都 II 101			令和4年11月1日
新			長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷579-16			
旧	柔道整復	吉田 幸平	長崎県大村市三城町700-A-105			令和5年3月1日
新			長崎県大村市池田新町838-7 モナリエ池田新町203号室			

長崎県告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	田原 宗親	長崎県雲仙市吾妻町本村名246-6			令和4年10月31日
柔道整復	山口 貴洋	長崎県諫早市馬渡町16-5			令和5年2月28日
柔道整復	金子 典史	長崎県南島原市西有家町須川316-2			令和5年3月31日

柔道整備	吉田 拓也	長崎県雲仙市吾妻町田之平名254-1 藤田アパートE			令和5年4月1日
柔道整備	内嶋 龍太	長崎県島原市津町542番地			令和5年4月1日
はり・きゅう	水谷 俊吉	長崎県佐世保市早苗町230-2 コーポさくら103			令和5年4月1日

長崎県告示第375号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の住所及び氏名
 - (1) 長崎市興善町6番7号
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 中川 一範
 - (2) 島原市萩原二丁目5192番地1
島原雲仙農業協同組合 代表理事 苑田 康治
 - (3) 佐世保市吉井町立石12番地1
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀
- 3 委託事務
農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西彼杵郡長与町岡郷字西平2936の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道 204号	平戸市田平町小手田免字浮津852番2地先から 平戸市田平町小手田免字浮津852番10地先まで	令和5年5月19日
--------------	---	-----------

公 告

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 長崎県環境放射線テレメータシステム等更新業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月22日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 業務概要 入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県環境放射線テレメータシステム等更新業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（令和5年長崎県告示第364号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から3の(10)の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から3の(10)の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、令第167条の10の2第1項の規定による総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は、別に指定する入札書（第6号様式）及び入札用封筒（第7号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、伝送及び郵便による入札は認めない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
名称 長崎県 県民生活環境部 地域環境課
住所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2356（直通）
- (8) 技術提案書の提出期限及び場所

- 期限 令和5年6月21日（水）午後5時
場所 (7)の部局に直接持参、又は郵送すること。
- (9) 提案者によるプレゼンテーションの実施
期日 令和5年6月29日（木）午後1時より順次、行う。
※ 開始時間、場所、実施方法は別途通知する。
- (10) 入札の期日及び場所
期日 令和5年7月14日（金）午前10時
場所 長崎県庁6階 入札室（長崎市尾上町3番1号）
開札当日が悪天候（大雨等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
受領期限 令和5年7月13日（木）午後5時（必着）
提出先 長崎県 県民生活環境部 地域環境課
その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 4 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者であること。
- 5 入札説明書等の交付期間及び場所
期間 この公告の日から令和5年6月12日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
場所 3の(7)の部局。なお、県ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/chiikikankyo/>）から入手することもできる。
- 6 契約条項を示す場所
3の(7)の部局等とする。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出した場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 9 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（第8号様式）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 10 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 11 最低制限価格
設定しない。
- 12 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点及び入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
 - (2) 技術評価点は、技術提案書審査委員会が提案内容に対する評価点（以下、審査点という。）と、運用保守業務経費（ライフサイクルコスト）に対する評価点（以下、LC点という。）の合計点（ $950+250=1,200$ 点満点）とし、審査点が475点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
 - (3) 価格評価点は、400点とし、入札価格に応じて点数を与える。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
 - (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 13 落札者決定基準
落札者決定基準については、別に定める。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Update of telemetric system for environmental radiation of Nagasaki Prefecture
 - (2) Fulfillment period:
From contract start date to March 22, 2024
 - (3) Fulfillment location:
Please see attached information
 - (4) Deadline for tender (by Mail):
5:00 p.m. July 13, 2023

- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 a.m. July 14, 2023
- (6) Point of Contact:
Regional Environment Division, Civil Life & Environmental Affairs Department, Nagasaki
Prefectural Government
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-895-2356

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ三和店
長崎県長崎市布巻町字瓜生川997番地1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年12月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,253平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内平面 41台
建物屋上部 35台
合計 76台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 14台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 80平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 19.09立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北西側 2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後12時00分

2 届出年月日

令和5年4月10日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ佐世保店
長崎県佐世保市大塔町616番28号 他
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社あいプロ 代表取締役 王 磊
東京都江戸川区西小岩一丁目20番8号丸昌西ビル5C
(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- (4) 変更の年月日
令和5年3月1日

2 届出年月日

令和5年4月27日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）（区画整理工種、農業用排水施設工種）一野地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
（区画整理工種、農業用排水施設工種）一野地区
土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和5年5月19日から令和5年6月8日まで
- 縦覧場所
平 日： 島原市役所農林水産部耕地水産課
土日祝日： 島原市役所所有明庁舎宿直室

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 一野土地改良区

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 一野土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
(2) 定款の写し
- 縦覧期間
令和5年5月19日から令和5年6月8日まで
- 縦覧場所
平 日： 島原市役所農林水産部耕地水産課
土日祝日： 島原市役所所有明庁舎宿直室

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月28日総代会議決）を認可した。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小値賀土地改良区

認可年月日 令和5年5月9日

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 国営田平土地改良区

認可年月日 令和5年5月12日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（国土広域情報 修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和5年3月31日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（UAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西海市西彼町喰場郷	令和5年5月16日から 令和5年7月31日まで

雑 報**一般競争入札の実施（建設工事）**

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和5年5月19日

長崎県公立大学法人
理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- 工事番号 5長大佐 第 1 号
- 工 事 名 長崎県立大学佐世保校 講義棟新築工事
- 工事場所 佐世保市川下町
- 工 期 令和7年1月31日限り
- 工事概要 工事種別：新築工事
主要用途：大学（講義棟）ほか
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造3階
規模：延べ面積 5,281 m²
- 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正 令和5年3月17日長崎県告示第198号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札を準用する。
- 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- 本工事は、電子入札対象外の工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事は、入札参加資格を有する者は、長崎県において定められた建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(2)に定める要件を満たす共同企業体で、さらに、下記の(1)及び(2)

の条件をすべて満たす者であること。

(1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

共同企業体の構成員数	3者		
出 資 比 率	最小限度 20%		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員1	その他の構成員2
建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。		
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次のいずれかの条件を満たすこと。 ア 長崎県内に主たる営業所を有する者で、建築一式工事に係る総合数値が1000点以上、かつ主観点が30点以上であること。 イ 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る総合数値が950点以上、かつ主観点が30点以上であること。	建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランクで、次の条件を満たすこと。 県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る総合数値が900点以上、かつ主観点が20点以上であること。	県北振興局建設部管内（大瀬戸土木維持管理事務所を除く）に主たる営業所有する者で、建築一式工事に係る長崎県における格付等級がAランク
年間平均完成工事高	建築一式工事において7億円以上	条件なし	
経営事項審査の審査基準日	令和5年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱第1条に基づく入札参加資格者名簿に登載され、「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間に、建設業法27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。		

(注1) 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2) 「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3) 「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、契約締結日からとする。

	代 表 構 成 員	その他の構成員1	その他の構成員2
同種工事の施工実績に関する条件	公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成20年度）から公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む）で延べ床面積が、	条件なし	

	<p>1,300㎡以上の建築物の新築工事等（新築工事、増築工事又は改築工事で、建築一式工事を対象とする）の完成の施工実績（共同企業体におけるその他構成員としての実績については、その回数を2以上とする）があること。</p> <p>なお、施工実績となる建築物は、1棟の建築物とする。また、増築工事、改築工事については、当該工事部分の延べ面積を対象とする。</p>	
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
国家資格等	<p>① 法による一級建築施工管理技士、または建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を有すること。</p> <p>② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。</p>	
その他	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認められない（長崎県土木部において定められた「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は適用除外とする）。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p>	
その他の条件	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	条件なし

（注1）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、また、建築士法第24条に規定する管理建築士は、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約	提出書類、入札・契約に			

担当	関する事項	長崎県立大学佐世保校 総務課建設整備グループ	T E L	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的 要素に関する事項		0956-59-6778 F A X 0956-47-6941	

4 提出書類

(1) 競争参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、イ、ウ、及びエ

※提出部数は2部（原本1部、写し1部）とする（内、1部は（写し）は受付後、返却する）。

(2) 競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

（キの書類に必要な添付資料として医療保険の被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとする）

② ①のほか、条件を満足していることを証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等、施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

③ 上記①、②のほか、2-(2)（注3）の技術者の「専任」が確認できる書面の写しを提出すること。その他、長崎県土木部において定められた「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」3(1)(2)による。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の 交付期間及び方法	【交付期間】 令和5年5月19日（金）から 令和5年6月2日（金）まで	入札説明書、設計図書等については、CD-ROMにより上記3の入札等担当部局で配布を行う。なお、郵送による配付は行わない。
【提出について】 競争参加資格確認届出書 等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和5年5月22日（月）から 令和5年6月2日（金）まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 入札説明書等に関する質 問期間等	【質問期間】 令和5年5月22日（月）から 令和5年6月5日（月）まで	3の入札等担当部局に提出のこと。 なお、入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。やむえない場合は、ファクシミリも可とするが、ファクシミリ後、ただちに原本を郵送すること。なお、郵送又はファクシミリを問わず、必ず入札等担当部局に着信を確認すること。
上記回答期限 及び回答方法	令和5年6月8日（木）まで	・全参加者にファクシミリにて回答（個別事項は、当該者のみに回答）
入札日時及び場所	令和5年6月14日（水） 午後14時30分から	〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番 長崎県立大学佐世保校 図書館1階ラーニングコモン
競争参加資格審査申請書 等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から起算して3 日以内	3の入札等担当部局へ持参

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（4建企第509号 令和5年3月17日）」を準用するものとする。

- (2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- 7 入札方法 紙入札で行う。
入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
- 8 入札保証金 免除
ただし、落札者が契約を結ばないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。
- 9 契約保証金 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによる。
- 10 落札候補者の決定方法
- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。
また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 入札の無効
共通事項書14の(1)～(13)、(15)～(17)のいずれかに該当する場合は入札無効とする。
なお、共同企業体の場合は、代表構成員、その他構成員のいずれか1者が、発注者（大学法人）より直接、入札説明書等の配布を受けていること。
- 12 入札の中止
入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。
- 13 入札結果の公表
入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。
- 14 その他
- (1) その他入札参加資格、入札、契約に関する事項において、公告に定めがない事項については、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程の定めるところによるほか、共通事項書1～10、13、14、17(1)(4)、18(1)～(5)を準用する。
- (2) 不明な点に関する問い合わせ先
3の入札等担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト